



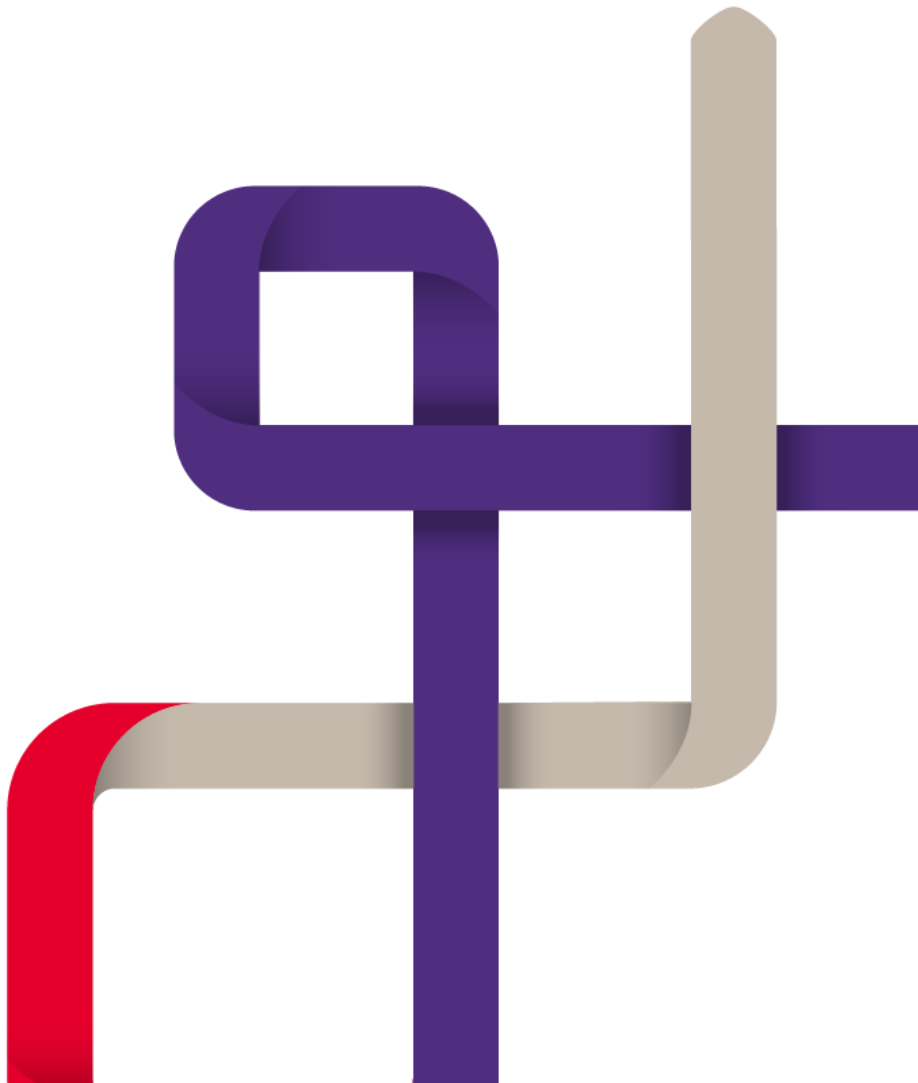
Grant Thornton

An instinct for growth™

新しい政令および税務に関する 最新情報

2018年11月

第2回





内容

今回の弊社 Grant Thornton Vietnam

のニュースレターでは、以下の通り、新しい政令および税務に関するガイダンスについての最新情報をご案内させていただきます。

今回の弊社 Grant Thornton Vietnam

のニュースレターでは、以下の通り、新しい政令および税務に関するガイダンスについての最新情報をご案内させていただきます。

1. 健康保険制度に関する規定を補足する政令 Decree 146/2018/ND-CP
2. 労働法施行細則を一部改正する Decree 148/2018/ND-CP
3. 電子インボイス使用時の商品出所証明のための紙インボイス提示義務の免除
4. 非EPE企業も非関税区内のオフィス賃借が可能
5. 従業員へのプレゼント購入費は平均給与1ヵ月分を超えない場合にのみ損金参入可能
6. 顧客へ旅行をプレゼントする場合の支出額に対する税務
7. 輸入物品に対する追加税額に関わる付加価値税および法人所得税
8. 自然災害防止納付金の納付は1年に1回のみ
9. 関連者間取引のある企業に対する借入利息の損金参入

1. 健康保険制度に関する規定を補足する政令Decree 146/2018/ND-CP

健康保険法の一部条項の施行措置に関する施行細則を定める2018年10月17日付け政令Decree 146/2018/ND-CP (“Decree 146”)が発行されました。この政令は2018年12月1日から施行され、2014年11月15日付けDecree 105/2014/ND-CP、2014年11月24日付けJoint Circular 41/2014/TTLT-BYT-BTC、2015年7月2日付けJoint Circular 16/2015/TTLT-BYT-BTC、および、その他法令文書の一部関連条項が廃止されます。

Decree 146 で留意すべき改正事項としては以下の点が挙げられます。

- 入院治療中の健康保険カード期限切れについて
入院治療中の健康保険証保有者でその保健証が期限切れになった場合、退院までの受給範囲および受給額の診察治療費を精算することができます。但し、最長でも期限が切れた日から15日を超えないものとします。診察治療施設で治療期間中の患者に対する保健証の発行または期限更新には社会保険当局が責任を負い実施します。

➤ 転院した場合の健康保険精算額について

Decree146でもう1点留意すべきなのは、健康保険受給額に関する事項です。これによれば、健康保険証保有者が保険対象となる病院とは異なる病院での診察治療を受けた後に、治療を受けた病院から別の診察治療施設へ転院した場合、健康保険法第22条第3項が規定する保険対象となる病院とは異なる病院での受給額に基づいて健康保険基金による診察治療費の精算を受けることができます。

2. 労働法施行細則を一部改正する Decree 148/2018/ND-CP

労働法の一部内容に対する施行細則となるDecree 05/2015/ND-CPの一部条項を改正する2018年10月24日付け政令Decree 148/2018/ND-CP (“Decree 148”)が発行されました。Decree 148は2018年12月15日から施行されます。留意すべきDecree148の改正点には以下のような事項があります。

- 離職手当・失職手当の計算根拠となる勤務期間について

現行規定によれば、雇用主から失職手当（があった場合）の支払いを受けた労働者の勤務期間は、以後の離職手当・失職手当を計算するための勤務期間に含まれていますが、Decree148では、この規定を改正しており、失職手当の支払いを受けた期間は以後の離職手当・失職手当の計算には含まないこととなりました。

その他、雇用主のために労働者が試用、職業訓練、見習いする期間も、従来とは異なり、Decree 148の施行日以降は、離職手当・失職手当の計算根拠となる労働者の実際の勤務期間には含まれなくなります。

一方で、Decree148では、新たに離職手当の計算に含まれる期間が設けられています。例えば、労働災害・職業病の治療、労働能力回復のために休職した期間、公民の義務履行のための有給休暇期間などです。

- 労働契約解消時の支払額支払い期限について

Decree148では、労働契約解消時の雇用主および労働者の権利に関連する支払額の支払い期限に関する規定を追加しています。これによれば、労働契約の解消日から7営業日以内に、雇用主および労働者は双方とも両者の権利に関連する支払額を全額支払う責任を負っています。

従来この条項は雇用主に対する期限のみを規定していましたが。特別の場合には、支払い期限を延長することが可能ですが、労働契約の解消日から30日を超えることはできません。

➤ 労働契約の締結権限を持つ者について

Decree148では、労働契約の締結者となる雇用主側の対象者として、従来の4つに代わり、5つを規定しています。

これによれば、法人格を持たない世帯・合作組・その他組織のメンバーから法定代表者となるべく委任を受けた者、および、企業・合作社の定款が規定する法定代表者または法定の規定により法人格を持つ機関・単位・組織の長から労働契約締結に関する委任状を受けた者も労働契約の締結権限を持ちます。

➤ 年次休暇日、祭日祝日休暇日、有給私用休暇日の給与について

年次休暇日、勤務年数による追加の年次休暇日、祭日祝日の休暇日、有給の私用休暇日に対する給与額の計算基礎については、従来の規定では直近月の労働契約に記載された給与とされていましたが、Decree148では、以上の休暇日に対する給与計算基礎は労働契約に基づく給与に変更されています。



➤ 違法な一方的労働契約解消の際の補償基礎となる給与について

Decree148では、違法な一方的労働契約解消の際の補償基礎となる給与に関する規定も追加されています。

これによれば、雇用主または労働者が違法に一方的な労働契約の解消をした時点での労働契約に基づく給与とされています。

3. 電子インボイス使用時の商品出所証明のための紙インボイス提示義務の免除

電子インボイスに関するガイドンスとして2018年10月18日付け Official Letter 4049/TCT-CSが税務総局から発行されました。

このガイドンスによれば、Circular 32/2011/TT-BTC第12条の規定に基づいて流通過程における有形商品の出所を証明するために電子インボイスを紙インボイスへ変換する権利を販売者は持っています。但し、インボイスの変換は1度のみしか認められず、変換した紙インボイスには押印および販売者の法定代表者による署名が必要になります。2018年11月1日以降は、Decree 119/2018/ND-CP第29条の新しい規定により、商品の出所を証明するための電子インボイスの紙インボイスへの変換は不要となりました。

これによれば、市場に流通する商品を検査する際、電子インボイスが使用されている場合には、検査当局は税務当局のウェブサイト上で電子インボイスに関する情報を自ら検索する必要があり、紙インボイスの提出を要請することはありません。事故・天災によりインターネットでの検索に障害が生じる不可抗力の場合には、商品運搬者は、電子インボイスから変換した紙インボイス（販売者の署名・押印がない写しでも良い）を持っている場合、商品の検査当局に対して提示することができます。

4. 非EPE企業も非関税区内のオフィス賃借が可能

EPE（輸出加工企業）内に場所を賃借して事務所・支店とする場合のガイダンスとして2018年10月19日付けOfficial Letter 6134/TCHQ-GSQLが税関総局から発行されました。税関総局によれば、非EPE企業はEPE企業内のオフィスを賃借して営業・サービスの事務所または支店とすることができます。但し、投資法、Decree 118/2015/ND-CPおよび各ガイダンスの規定を遵守する必要があります。

非EPE企業は、賃借したオフィスへ設備・機械を持ち込む前に、以下の要件事項を実施する必要があります。

- ▶ EPE企業を管理する税関支局と協力して、賃借するオフィスとEPE企業分との分離の要件が担保されていること、賃借区域へのスタッフの出入りを管理するシステムがあること、EPE企業を管理する税関支局とつながった出入口監視カメラ（データ保存、必要に応じてデータへのアクセスが可能なこと）があることを確認します。
- ▶ サーバースystemやオフィスコンピュータなど会社の情報システム構築のためにEPE企業内に所在する支店へ持ち込んだ物品のリストを作成します（このリストは非EPE企業、オフィス賃借側EPE企業および税関支局による確認が必要です）。活動過程において新たな持込み、持出し、交換が発生した場合には、EPE企業を管理する税関支局へ通知します。
- ▶ 各々の会社間で資産の譲渡がある場合には、法令の規定通りに税関への申告をする必要があります。

5. 従業員へのプレゼント購入費は平均給与1ヶ月分を超えない場合にのみ損金参入可能

福利積立金を使用しない従業員へのプレゼント購入に対する税務処理へのガイダンスとして2018年10月17日付けOfficial Letter 4003/TCT-CSが税務総局から発行されました。このガイダンスによれば、従業員への中秋節、旧正月のプレゼントとして福利積立金を使用しない外部での物品購入費が発生した場合、その従業員へのプレゼント購入費は、規定により当該税務年度の実際の平均給与1ヶ月分を超えない場合にのみ、法人所得税の計算に際して損金として認められます。同時に、損金として認められる費用額に対応する仮払いVAT額も控除可能です。プレゼントを従業員へ渡す際には、法令の規定通りにインボイスを発行する必要があります。

6. 顧客へ旅行をプレゼントする場合の支出額に対する税務

個人事業主に対して支払われた所得額に対する税務に関するガイダンスとなる2018年6月12日付けOfficial Letter 5509/CT-TTHTがホーチミン市税務局から発行されました。このガイダンスによれば、顧客の商品購入額が一定額に達した場合に顧客へプレゼントする旅行商品を購入するセールス・キャンペーンを工商局へ届出して実施する場合、この旅行商品購入費用は会社の事業活動に寄与します。この支出額は、適法なインボイス・証憑（20百万VND以上の価額のインボイスについては非現金決済証憑も必要）があれば、法人所得税の計算に際して損金として認められます。

顧客が個人事業主であり当社が主催する旅行に参加しない場合で、旅行費用同等額の現金を顧客へ支払う場合には、個人所得税の課税対象となります。会社側は、個人事業主に代わり個人所得税1%を源泉徴収し納税した後、「購入額を達成した顧客への支援」額を支払います。

7. 輸入物品に対する追加税額に関わる付加価値税および法人所得税

輸入物品に対する追加税額の処理に関する2018年8月2日付けOfficial Letter 54152/CT-TTHTがハノイ市税務局から発行されました。

このガイダンスによれば、税務申告規定に違反したため税関当局の決定により輸入物品の輸入関税および輸入付加価値税の追加税額が発生したけれども、法令の規定に基づく脱税または税務不正には該当しない場合、以下の通り処理されます。

- ▶ 付加価値税について：法令の規定に基づく付加価値税の控除要件を満足する場合、税関当局の決定により納付した付加価値税額全額を申告・控除することができます。

- ▶ 輸入関税について：法令の規定を満足する場合、税関当局の決定により納付した輸入関税額は法人所得税を計算する際の損金として認められます。

一方で、行政罰の罰金（納税額が過少となった原因である輸入物品の課税価格に含めるべき項目の漏れ、物品コードの間違い、輸入関税率の間違い）および延滞金利（もしあれば）は、法人所得税を計算する際の損金としては認められません。



8. 自然災害防止納付金の納付は1年に1回のみ

自然災害防止納付金の徴収納付に関する2018年7月10日付けOfficial Letter 1762/CT-

TTHTがバクニン省税務局から発行されました。

このガイダンスによれば、自然災害防止納付金の納付義務を負う労働者は、1年に1回納付すればよく、企業側は企業との労働契約を締結している労働者からのみ徴収すれば良いとしています。年度内に居住地または別の企業で自然災害防止納付金をすでに納付しているとの確認を労働者から得た場合には新しい勤務地で納付する必要はありません。



9. 関連者間取引のある企業に対する借入利息の損金参入

借入金の借入利息に対するDecree 20/2017/ND-CPの適用に関する2018年8月28日付けOfficial Letter 14605/CT-TT&HTがビンズオン省税務局から発行されました。

このビンズオン省税務局のガイダンスによれば、会社の会計年度が2017年1月1日から2017年12月31日までであり、Decree 20/2017/ND-CPの適用対象となる関連者間取引が生じた場合、Decree 20/2017/ND-CPに伴い公布された様式01に基づいて関連者との関係および関連者間取引に関する情報の申告書を2017年度の法人所得税確定申告書と併に提出する責任を負います。

関連者間取引に対して当該年度に損金参入が可能な借入利息額についてですが、原則的には、EBITA（利払前・税引前・償却前利益）がマイナスになる場合は、当該税務年度の借入利息全額が損金不参入となります。

Contact

このニュースレターは、情報提供のみを目的として作成しております。不正確または不完全な情報、または、Grant Thornton Vietnam

の正式な事前アドバイスなく、これら情報の利用から発生した損額について、Grant Thornton Vietnam は責任を負いません。今回のニュースレターの情報を利用する必要がある場合、Grant Thornton Vietnam からご支援が必要な場合、弊社の専門家へご連絡下さい。

ニュースレターのダウンロードは下記サイトへアクセス下さい。[Tax Hub](#)

Head Office in Hanoi

18th Floor, Hoa Binh
International Office Building
106 Hoang Quoc Viet Street, Cau
Giay District, Hanoi, Vietnam
T + 84 24 3850 1686
F + 84 24 3850 1688

Hoang Khoi
Tax Partner
National Head of Tax
D +84 24 3850 1618
E khoi.hoang@vn.gt.com

Nguyen Dinh Du
Tax Partner
D +84 24 3850 1620
E du.nguyen@vn.gt.com

大形 薫 (Kaoru Okata)
Director – Japanese Desk
D +84 24 3850 1680
E kaoru.okata@vn.gt.com

満重弘 (Hiroshi Mitsushige)
Manager – Japanese Desk
D +84 24 3850 1689
E hiroshi.mitsushige@vn.gt.com

Ho Chi Minh City Office

14th Floor, Pearl Plaza
561A Dien Bien Phu Street,
Binh Thanh District, Ho Chi
Minh City, Vietnam
T + 84 28 3910 9100
F + 84 28 3910 9101

Nguyen Hung Du
Tax Partner
D +84 28 3910 9231
E hungdu.nguyen@vn.gt.com

唐牛 理任 (Masato Karoji)
Director – Japanese Desk
D +84 28 3910 9135
E masato.karoji@vn.gt.com

Valerie – Teo Liang Tuan
Tax Director
D +84 28 3910 9235
E valerie.teo@vn.gt.com

Tran Nguyen Mong Van
Tax Director
D +84 28 3910 9233
E mongvan.tran@vn.gt.com

Nguyen Thu Phuong
Tax Director
D +84 28 3910 9237
E thuphuong.nguyen@vn.gt.com